

階層区分	定義		認定区分	
			保育標準時間	保育短時間
第 1 階層	生活保護世帯, 里親等		0	0
第 2 階層	第 1 階層を除き市町村民税非課税世帯		0	0
第 3 階層	市町村民税課税世帯であって、その所得割の額が次の区分に該当する世帯	12, 000 円未満	10, 000	9, 800
第 4 階層		12, 000 円以上 24, 000 円未満	15, 000	14, 700
第 5 階層		24, 000 円以上 48, 600 円未満	19, 000	18, 600
第 6 階層		48, 600 円以上 77, 101 円未満	24, 000	23, 500
第 7 階層		77, 101 円以上 97, 000 円未満	30, 000	29, 400
第 8 階層		97, 000 円以上 124, 000 円未満	37, 000	36, 300
第 9 階層		124, 000 円以上 169, 000 円未満	44, 000	43, 200
第 1 0 階層		169, 000 円以上 211, 200 円未満	49, 000	48, 100
第 1 1 階層		211, 200 円以上 301, 000 円未満	54, 000	53, 000
第 1 2 階層		301, 000 円以上 350, 000 円未満	57, 000	56, 000
第 1 3 階層		350, 000 円以上 397, 000 円未満	60, 000	58, 900
第 1 4 階層		397, 000 円以上	63, 000	61, 900

- 1階層区分は、 4 月から 8 月は前年度分の市町村民税、 9 月から翌年 3 月は当年度分の市町村民税により決定する。
- 2市町村民税所得割課税額を計算する際、 調整控除以外の税額控除（配当控除、 住宅借入金等特別税額控除、 寄付金税額控除等）は適用しない（子どもの父母及び当該子どもの父母と同一の世帯に属する者が指定都市（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市をいう。以下この項において同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、 これらの者は、 指定都市以外の市町村の区域内に住所を有するものとみなす。）額とする。
- 3保育所等利用料は、 子どもの父母の課税額の合計により算定するほか、 同居の祖父母など父母以外の扶養義務者の課税額を合計する場合がある。
- 4保育所等利用料の多子軽減については、 小学校就学前の範囲において、 特定教育・保育施設等（保育所以外は在園証明書等の提出が必要）を同時に利用する最年長の子どもから順に 2 人目は上記の保育所等利用料の半額とし、 第 2 階層の 2 人目と 3 人目以降については 0 円とする。（いずれも 10 円未満の端数は切り捨て、 給付単価を限度とする。）ただし、 市町村民税所得割合算額が 57, 700 円未満（その世帯がひとり親世帯、 または同一世帯に在宅障害児（者）がいる世帯（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・特別児童扶養手当証書・障害者基礎年金等証書等の交付を受けている者）・その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町が認めた世帯）（以下「ひとり親世帯等」という。）については 77, 101 円未満）である場合について、 上記の軽減措置を適用する際の小学校就学前の範囲を撤廃する。
- 5その他の保育所等利用料の軽減措置として、 ひとり親世帯等の子どもについては、 市町村民税所得割合算額が 77, 101 円未満（生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯を除く。）の保育所等利用料については、 子ども・子育て支援法施行規則第 4 条に規定する保育料の認定区分が保育標準時間の場合は 5, 000 円とし、 保育短時間の場合は 4, 900 円とし、 第 2 子以降は 0 円とする。その場合、 ひとり親世帯等は戸籍謄本、 その他の場合はその内容を確認できるものの写しの提出が必要となる。
- 6この保育所等利用料のほか、 各施設により教材費や行事費などの実費徴収・上乗せ徴収の負担が生じる場合がある。